平成２１年（フ）第５７７号
東京都板橋区舟渡２丁目12番７号リス・ブラン・ド舟渡311
債務者　小野フジ子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５９３号
東京都日野市大坂上１丁目３番地の３第１中村荘201
債務者　近藤佐智子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６２０号
東京都福生市大字福生2245番地６ハイツ光貴101号室
債務者　久米田クミ
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３００号
静岡県袋井市諸井1364番地の８
債務者　太田　智子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３０３号
静岡県浜松市南区本郷町815番地の１
債務者　田中はるよ
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１１６１４号
福島県郡山市大槻町字中ノ平364―２
債務者　横山　孝寛
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１６１５号
東京都大田区大森北１丁目13―７　読売センター大森
債務者　佐藤　　淳
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１６１６号
神奈川県川崎市多摩区長沢４丁目22―６―201
債務者　清水　健二
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１６１７号
静岡県浜松市浜北区小林1307―109
債務者　小杉　久則
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０号
東京都府中市天神町２丁目16番地の19キティーコーポ103
債務者　新井　洋子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６２７号
東京都八王子市中野山王３丁目16番１―406号中野山王３丁目アパート
債務者　小林　壮吉
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２６号
山口県光市室積新開２丁目８番23号
債務者　田中　恵麻
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１２７号
山口県下松市大字西豊井字熊347番２、住民票上の住所山口県下松市大字下谷725番地９
債務者　松浦　朋幸
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１２８号
山口県下松市大字西豊井字熊347番２、住民票上の住所山口県下松市大字下谷725番地９
債務者　松浦　典子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第６２５号
東京都東村山市萩山町１丁目14番地萩山町１丁目アパート１―201
債務者　小左古俊三
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６２６号
東京都東村山市萩山町１丁目14番地萩山町１丁目アパート１―201
債務者　小左古登志子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部